特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	姶良市　生活保護の実施等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
姶良市は、生活保護の実施等の関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
姶良市長

公表日
令和5年7月14日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年５月４日法律第144号）に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 姶良市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	・Acrocity行政基本　・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー　・MICJET番号連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
被保護者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第９条第１項　別表第１の15項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第１の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年９月10日内閣府令第５号）第15条各号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第８号及び別表第２ （情報提供の根拠） ９、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 （情報照会の根拠） 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第８条、９条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の４、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の２の２、59条の３ （情報照会の根拠） 第19条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部　社会福祉課 住所：〒899－5492　姶良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　社会福祉課 住所：〒899－5492　姶良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長　田之上　茂広	社会福祉課長　瀬之口　明洋	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9項、10項、14項、16項、24項、26項、27項、28項、31項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、94項、104項、106項、108項 ・内閣府総務省令第7号　第8条1、2号　第9条1、2、3号　第11条　第12条1、2、3号　第17条　第19条　第20条4、5、6、7、9、10号　第21条1、4、5、7、8、9号　第22条2、3、4、5、7号　第28条1、2、3、4、5、7、8、9号　第32条1、2号　第33条　第35条　第39条1号　第44条1号　第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号　第52条　第53条1、2、3号　第55条1、2、3、4号 （別表第二における情報照会の根拠） 26項 ・内閣府総務省令第7号第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9項、10項、14項、16項、20頁、21頁、24項、26項、27項、28項、30項、31項、37頁、38頁、50項、53項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、119項 ・内閣府総務省令第7号　第8条1、2号　第9条1、3、4、5号　第11条　第12条1、2、3、4、5、6、8号　第14条、第17条　第19条　第20条4、5、6、7、9、10号　第21条1、4、5、7、8、9号　第22条2、3、4、5、6、8、10、11号　第24条、第26条の4　第27条3号　第28条1、2、3、4、5、7、8、9号　第32条1、2号　第33条　第35条　第39条　第44条　第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、19、20、21、22、23号　第52条　第53条1、2、3号　第55条1、5、6、8号　59条の2　59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 26項、87項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長　瀬之口　明洋	社会福祉課長	事後	様式の改正による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9項、10項、14項、16項、24項、26項、27項、28項、30項、31項、50項、53項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、120項 ・内閣府総務省令第7号　第8条1、2号　第9条1、3、4号　第11条　第12条1、2、3、4、5、6、8号　第17条　第19条　第20条4、5、6、7、9、10号　第21条1、4、5、7、8、9号　第22条2、3、4、5、7号　第22条2、3、4、5、6、8、10、11号　第26条の4　第27条3号　第28条1、2、3、4、5、7、8、9号　第32条1、2号　第33条　第35条　第39条　第44条1号　第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、19、20、21、22、23号　第52条　第53条1、2、3号　第55条1、5、6、8号　59条の2 （別表第二における情報照会の根拠） 26項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・内閣府総務省令第7号　第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の2 （別表第二における情報照会の根拠） 26の項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・内閣府総務省令第7号　第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の2 （別表第二における情報照会の根拠） 26の項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・内閣府総務省令第7号　第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の2　59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 26　87の項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	事後	利用システムの追加
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②　法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・内閣府総務省令第7号　第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の2、59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 26　87の項 ・内閣府総務省令第7号　第19条	・番号利用法第19条第8号及び別表第2 （情報提供の根拠） 9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 （情報照会の根拠） 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条　53条、55条、59条の2の2、59条の3 （情報照会の根拠） 第19条	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ